# 奥州市成年後見制度利用促進基本計画（案）に係るパブリックコメント実施要領

## 1　趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第１項の規定に基づく奥州市成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」という。）は、奥州市と金ケ崎町を１つの圏域として、令和３年度に策定し、本計画期間を５年間とし、令和４年度から実施しています。

本計画が令和８年度までであることから、奥州市及び金ケ崎町では、両自治体の本計画策定委員会の委員を共通化するなど連携し、令和９年度からの本計画策定に一体的に取り組んできました。

このたび、本計画の案がまとまったことから、広く住民からの意見・提言を募集するため、パブリックコメントを実施し、実施に関し、必要な事項を定めるものであります。

## 2　公表する資料

奥州市成年後見制度利用促進基本計画（案）

## 3　資料の閲覧場所

ホームページ

福祉部地域共生社会課

## 4　意見の募集期間

令和８年12月１日（火）から令和８年12月31日（木）まで

## 5　意見を提出できる方

・　奥州市に居住し、勤務し又は通学する者

・　奥州市に事務所、事業所を有する個人、法人又は団体

## 6　意見の提出先・提出方法

別紙の意見提出様式により、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。なお、電話による意見の受付はいたしかねますので、ご了承願います。

(1) 郵送（持参も可）

〒023-8501　奥州市水沢大手町一丁目１番地

奥州市福祉部地域共生社会課権利擁護係　宛

(2) 電子メール　chiikikyousei@city.oshu.iwate.jp

(3) ファクシミリ　奥州市FAX　0197-51-2373

7　パブリックコメントの結果

お寄せいただいた意見の概要及びそれに対する本市の考え方は、後日ホームページに掲載します。

意見を提出された方の住所、氏名は公表いたしません。

個別の意見に対する回答は行いませんので、ご了承ください。

8　お問い合わせ

福祉部地域共生社会課権利擁護係　TEL　0197-34-2199